

事務誤りについて

職員配置確認ファイル

◆よくある誤入力

- ① 退職した先生を、誤って退職以降も配置しているものとして入力。
- ② 産休に入った先生を、誤って産休以降も配置しているものとして入力。
- ③ 突発的な事情（急に入院するなど）により、その月だけ、勤務時間が大幅に減った先生を誤って、通常月の勤務時間と同じ時間で配置しているものとして入力。

→正しい勤務時間数で配置ファイルの見直しを行い、その結果、
取得している加算・運営補助金の必要配置時間数を満たさなくなった場合、
お支払いした該当の加算・運営補助金を返還いただくことになりますので、ご注意ください。

◆年度はじめの配置ファイル作成時の注意点

4月の配置ファイルには、前年度3月の配置ファイルに記載されている職員情報を転記しています。
そのため、3月末で退職されている先生がいる場合は、編集漏れのないようにご対応ください。

番号	氏名	職種	異動区分	異動日・期間	勤務形態	他の事業所と	資格
1	堺 花子	園長	在職			専任	保育士
2	大阪 太郎	副園長	在職			専任	保育士
3	坂井 一花	主幹保育	在職			専任	保育士
4	酒井 のぞみ	保育教諭	退職	R6.3.31		専任	保育士

前年度3月の配置ファイルの職員情報をあらかじめ転記しています。

退職している先生がいる場合、「異動区分」、「異動日・期間」の欄をご記入ください。

◆依頼

四半期ごとに職員配置確認ファイルを提出いただきますが、提出前には必ず入力内容の確認をお願いします。

法定代理受領を受けた給付額の保護者への周知

◆例年、6月の給付費の請求書発送時に、法定代理受領の額を保護者の方に周知いただくため、「施設型給付費 法定代理受領についてのお知らせ」を市から送付させていただいています。保護者の方の目に留まるところに掲示いただく等、方法は問いませんが、周知をお願いします。

各支給認定保護者の皆様				施設名	施設名称選択																																																																																																																																																																																																																				
令和5年度 施設型給付費 法定代理受領についてのお知らせ 令和5年度 本園が支給認定保護者の皆様の代理で堺市から受領しました施設型給付費の額をお知らせします。代理受領しました施設型給付費の額は、下記の通り認定された公定価格（教育や保育に通常要する経費）の単価から利用者負担額を差し引いた額になります。 算定式：給付費の額＝公定価格－保育料（利用者負担額） ●1号認定子どもの公定価格表 （単位：円） <table><thead><tr><th colspan="2">対象年月</th><th>満3歳児</th><th>3歳児</th><th colspan="2">4歳児以上</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="9">令和5年</td><td>4月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>5月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>6月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>7月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>8月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>9月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>10月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>11月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>12月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td rowspan="3">令和6年</td><td>1月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>2月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td>3月分</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr></tbody></table> ●2号、3号認定子どもの公定価格表 <table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2">対象年月</th><th colspan="2">0歳児</th><th colspan="2">1・2歳児</th><th colspan="2">3歳児</th><th colspan="2">4歳児以上</th></tr><tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="9">令和5年</td><td>4月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>5月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>6月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>7月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>8月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>9月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>10月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>11月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>12月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="3">令和6年</td><td>1月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>3月分</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></tbody></table> 【参考】法定代理受領について 法定代理受領は、個人給付の性質を持つ施設型給付費を確実に学校教育、保育の費用に充てて頂く為、支給認定保護者に代わり、市から直接、施設に対して支払いが実施される制度です。代理受領した施設は、法律上 代理受領の額を支給認定保護者にお知らせする義務があります。						対象年月		満3歳児	3歳児	4歳児以上		令和5年	4月分	-	-	-		5月分	-	-	-		6月分	-	-	-		7月分	-	-	-		8月分	-	-	-		9月分	-	-	-		10月分	-	-	-		11月分	-	-	-		12月分	-	-	-		令和6年	1月分	-	-	-		2月分	-	-	-		3月分	-	-	-		合 計		-	-	-		対象年月		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳児以上		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	令和5年	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	5月分	-	-	-	-	-	-	-	-	6月分	-	-	-	-	-	-	-	-	7月分	-	-	-	-	-	-	-	-	8月分	-	-	-	-	-	-	-	-	9月分	-	-	-	-	-	-	-	-	10月分	-	-	-	-	-	-	-	-	11月分	-	-	-	-	-	-	-	-	12月分	-	-	-	-	-	-	-	-	令和6年	1月分	-	-	-	-	-	-	-	-	2月分	-	-	-	-	-	-	-	-	3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	合 計		-	-	-	-	-	-	-	-
対象年月		満3歳児	3歳児	4歳児以上																																																																																																																																																																																																																					
令和5年	4月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	5月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	6月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	7月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	8月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	9月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	10月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	11月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	12月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
令和6年	1月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	2月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
	3月分	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
合 計		-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
対象年月		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳児以上																																																																																																																																																																																																																	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間																																																																																																																																																																																																																
令和5年	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	5月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	6月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	7月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	8月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	9月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	10月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	11月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	12月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
令和6年	1月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	2月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
	3月分	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																
合 計		-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																

処遇改善改善加算Ⅰ 実績報告

◆実績報告の内容は、当該年度の**実績（実際に支給した額）**に基づいて作成してください。

※見込での入力はしないでください。

【処遇改善Ⅰ】職員別明細（実績）											
職員氏名	職種	勤務 形態	月平均 の勤務 時間	常勤換 算値	加算当年度内の支払賃金			計 ①	①のうち加算前 年度の 加算Ⅰ 残額に 対応する支払賃金 ②	①のうち加算前 年度の 加算Ⅲ 残額に 対応する支払賃金 ③	①のうち、処遇改 善Ⅲによる賃金改 善額④
					基本給	手当	賞与 (一時金)				
				0				0			
				0				0			
				0				0			
				0				0			
				0				0			

《対象施設：幼保連携型認定こども園》片面の保育教諭等の資格取得に向けた人事計画の作成

◆令和7年度より、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有ができていない保育教諭等が、計画的にもう一方の免許・資格を取得するため、人事計画（免許・資格を取得させる時期、方法、免許・資格取得期間中の施設運営上の影響を踏まえた職員配置計画、代替職員の採用計画）を作成する等の取組の実施が必要となります。

→ 令和7年度4月1日以降、当該保育教諭等の人事計画を作成してください。

人事計画は、監査時に確認します。

※幼保連携型認定こども園の幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の免許・資格のみで保育教諭等となることができる特例期限の延長に関する詳細は、令和7年1月21日付、堺幼保政第1341号で通知しております。